

介護予防・日常生活総合事業 (緩和型訪問サービス)重要事項説明書

令和7年7月1日現在

1 当社の概要

法人名	有限会社ライフステージ
会社の所在地	東京都足立区千住三丁目7番地 平松HMビル201
代表者	取締役 金田 好正

事業所名	ライフステージひびき
所在地	東京都足立区千住三丁目7番 平松 HMビル201
介護保険指定事業者番号	(1372104453号)
サービスを提供する地域	足立区
損害賠償責任保険加入先	あいおい損害保険株式会社

2 事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者であるご利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう第1号訪問事業サービス(区独自)を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、ご利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係省令及びこの契約の定めに基づき、関係する市区町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態になることの予防のため、適切なサービス提供に努めます。

3 職員体制

		常 勤	非常勤	計
管理者		1名		1名(サ責兼務)
サ 責	介護福祉士	4名		4名
	介護職員初任者研修等	0名		
サ 従	介護福祉士	3名	6名	24名
	介護職員初任者研修等	2名	13名	
計		9名	19名	28名

※サ責:サービス提供責任者 サ従:サービス従業者

4 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、国民の祝日(振替休日を含む)及び年末年始(12月30日から1月3日)までを除きます。
営業時間	午前8時から午後6時まで ただし、ご利用者の希望に応じて、時間外も対応可能な体制を整えるものとします。

5 サービス内容

緩和型訪問サービスは、訪問介護員等がご利用者のお宅を訪問し、調理や洗濯、掃除等の家事や必要に応じて、入浴等の日常生活上のサポートを行うサービスです。

生活援助 サポートサービス	家事を行うことが困難なご利用者に対して、家事支援を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買物、薬の受け取り、衣類の整理等 ※身体介護は含みません。
身体介護を伴う サービス	生活援助サポートサービスの他、身体介護を伴うサービスを行います。 例) 入浴の介助(見守り)、通院同行等

6 利用料金

原則として基本料金(料金表)の1～3割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

〔基本料金(料金表)〕足立区の定める公定料金のとおり

サービス名	サービス内容	基本料金
緩和型訪問 サービス	生活援助のみのサービス(1回あたり)	2,815円
	身体介護を伴うサービス(1回あたり)	3,112円

〔その他の加算〕

1、初回加算	2,280円
--------	--------

新規のご利用者に対してサービス提供責任者(訪問事業責任者)が初回にサービスを提供した場合、及び訪問介護員に同行し緩和型訪問サービス計画を作成した場合。

2、生活機能向上連携加算Ⅰ	1,140円
---------------	--------

生活機能向上連携加算とは、ご利用者の在宅における生活機能向上を図る観点から、訪問リハビリサービス提供責任者とリハビリテーション専門職と共同して行なったアセスメント結果に基づき緩和型訪問サービス計画を作成した場合の加算です。

3、	緩和型訪問サービスⅠ	緩和型訪問サービスⅡ	緩和型訪問サービスⅢ
介護職員処遇 改善加算Ⅰ	3,283円	6,566円	10,408円

介護職員の処遇改善を図るため直接の賃金に充当するための加算です。

- * 緩和型訪問サービス計画において、具体的な実施日、1回あたりの時間数や実施内容等を定めます。ただし、ご利用者の状態の変化、緩和型訪問サービス計画に位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

〔キャンセル料〕

キャンセルの場合は、サービス実施日の前日の午後6時までに、ご連絡がなかった場合には、キャンセル料が発生します。

- * ただし不可抗力時、または体調の急変やむを得ない事情の時は除きます。
- * 訪問介護員が訪問した際にご不在の場合はご自宅前にて20分待機させていただきます。お戻りになられずサービス不成立の場合はキャンセル扱いとさせていただきます。

サービス実施日の前営業日の午後 6 時までにご連絡頂いた場合	無 料
ご連絡が遅れた場合または、ご連絡を頂かなかった場合	1, 000円

〔料金のお支払方法〕

毎月、15日以降に前月分の請求書をお渡しします。お支払い頂きますと、領収証を発行します。
お支払い方法は、基本的に金融機関からの引き落としとさせていただきます。

7 個人情報の利用目的

当事業所はご利用者の個人情報を厳正に取り扱うとともに、以下の利用目的に使用します。

- (1) 事業者が、ご利用者に提供する居宅サービスに関わる業務。
 - ・アセスメント ・モニタリング ・ケアプラン
 - ・サービス提供に関わる計画 ・提供したサービス記録
- (2) ご利用者に居宅サービスを提供するための、他のサービス事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答。
- (3) ご利用者に関わる当事業所内の管理運営。
 - ・計画、変更、解約等の管理 ・会計、経理 ・事故等の報告
 - ・サービス向上のための研修等
- (4) ご利用者の生命・身体・財産の保護のために必要があり、緊急性がある場合の医療機関等への情報提供。
- (5) ご利用者の同意を得ることが困難である時のご家族等への心身の状況説明。
- (6) 審査支払機関への請求業務等の介護保険事務。
- (7) 市区町村または審査支払機関からの照会への回答。
- (8) 国の機関もしくは地方公共団体または委託を受けた者に対する業務としての報告または回答
- (9) 損害賠償等に関わる保険会社等への相談または届出。

8 サービスの利用方法

- (1) 通院介助、薬取りなどのサービス提供にともなう訪問介護員の交通費や買物代金は、ご利用者がその場でお支払いください。
- (2) サービス提供するために使用する水道、ガス、電気等の料金はご利用者負担となります。また介護用品、衛生用品についてもご利用者宅でご用意いただきます。
- (3) サービス提供する上で事業所との連絡が必要な場合、または緊急時、ご利用者宅の電話をお借りすることがあります。その際、通話料はご利用者負担となりますのでご了承ください。
- (4) サービス時間の延長や臨時依頼による訪問があった場合は別途料金が加算されます。
- (5) 感染症の疑いがある場合は、感染予防のため診断書提出などご協力いただく場合があります。
- (6) 訪問介護員に対する贈答品や接待はご遠慮させていただきます。
- (7) 訪問介護員へのハラスメントに該当する行為には、必要な措置を講じます。

9 当事業者の訪問介護サービスの特徴等

(1) サービスの実施概要

- ・ 緩和型訪問サービスは、緩和型訪問サービス計画に基づいて提供いたします。
- ・ 緩和型訪問サービス計画で定められた以外の業務を訪問介護員に依頼することはできません。
- ・ サービス内容の変更に関しては、ご利用者またはご家族が直接訪問介護員に指示することはできません。サービス実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。
- ・ サービス内容の変更については、介護支援専門員またはサービス提供責任者にご依頼ください。

(2) 担当する訪問介護員について

- ・ サービスの提供にあたっては、介護の資格をもった訪問介護員が行います。
- ・ 当事業所の選任した訪問介護員がサービスを行います。ご利用者またはご家族が訪問介護員を指名することはできません。
- ・ 選任された訪問介護員の交代を希望される場合、その訪問介護員が不相当と認められる事情、その他交代を希望する理由を明らかにして、交代を申し出ることができます。
- ・ 基本的には、複数の訪問介護員がサービスを提供させていただきます。
- ・ 事業者の都合により訪問介護員を交代することがあります。その場合、ご利用者またはご家族に対してサービスご利用上の不利益が生じないよう十分配慮いたします。

10 緊急時の対応方法

サービスの提供中にご利用者の容態に変化等があり、緊急の対応が必要と判断される場合は、事前の打ち合わせにより決めさせていただいた、親族、主治医、救急隊、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。(原則として訪問介護員は救急車への同乗はいたしません)

11 虐待防止に関する対策

ご利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために虐待防止委員会を設置し、指針の整備や研修を実施します。虐待を受けたと思われる事案をサービス提供中に発見した場合は、速やかに関係機関に報告します。

12 身体拘束の適正化

ご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行いません。緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は、その様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13 業務継続計画

- ① 災害時 非常災害やその他緊急の事態に備え、業務継続計画を作成し研修等を行います。
災害等の発生時には、業務継続計画に基づき対応します。
- ② 感染症 感染症の発生や再発防止のために感染症対策委員会を設置し、指針の整備や研修を行います。事業所内の衛生管理やサービス提供時の感染対策を行い、感染症の予防に努め感染症発生時には業務継続計画に基づき対応します。

14 相談窓口及び苦情相談窓口

・事業所相談窓口

ライフステージひびき

苦情担当:(管理者)小林 愛弓

03-5813-0371

・足立区介護保険課 事業者指導係

03-3880-5746

・足立区基幹地域包括支援センター

03-6807-2460

・東京都国民健康保険連合会

苦情相談窓口専用

03-6238-0177

緩和型訪問サービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。また、個人情報の提供は必要最低限とし提供にあたっては関係者以外に漏れることの無いよう細心の注意を払います。

事業所 所在地 東京都足立区千住 3-7 平松HMビル 201
事業所名 有限会社ライフステージ ライフステージひびき

代表者 取締役 金 田 好 正 ㊞

説明者 _____ ㊞

私は、本書面により、事業所から緩和型訪問サービスについての重要事項の説明を受けました。
また、私及び家族の個人情報については、説明を受けた内容により必要最低限で使用することに
同意します。

令和 年 月 日

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

家 族

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄) ㊞

**介護予防・日常生活総合事業
(緩和型訪問サービス)重要事項説明書**

(有)ライフステージ
ライフステージひびき

【契約書別紙】

令和 年 月 日

○ サービス提供責任者

氏名

連絡先 03-5813-0371

○ 訪問介護の内容および利用料金

提供する訪問介護の内容および利用料金は下記のとおりです。

曜日	時間帯	区分内容	基本料金	総合事業適用の割合と自己負担分
	： ～ ：		円	% 円
	： ～ ：		円	% 円
	： ～ ：		円	% 円

加算料金

	加算料金	介護保険適用の割合と自己負担分
初回加算	2,280 円	% 円
生活機能向上連携加算	1,140 円	% 円
介護職員処遇改善加算 I ・緩和型訪問サービス I (288 単位) ・緩和型訪問サービス II (576 単位) ・緩和型訪問サービス III (913 単位)	各サービス所定金額の	% 円

○キャンセル規定

キャンセルの場合は、サービス実施日の前営業日の午後 6 時以降の連絡または連絡がなかった場合には、キャンセル料が発生します。

サービス実施日の前営業日の午後6時までにご連絡頂いた場合	無 料
ご連絡が遅れた場合または、ご連絡を頂かなかった場合	1,000 円

【キャンセルの場合の連絡先】 電話番号 03-5813-0371

※ご利用者の病変、急な入院、施設入所など、やむを得ない事情による中止の場合には、キャンセル料は頂きません。

上記内容について合意しました。

事業所名 有限会社 ライフステージ
ライフステージひびき 印

利用者 _____ 印

家族(代理人) _____ 印